

答申第 818 号

情 公 第 2002 号

令和 7 年 9 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 4 月 27 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 3）（諮問第 873 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和2年11月4日付けで行った行政文書一部公開決定のうち、別表の請求4－①に係る決定を取り消し、改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年9月25日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄を請求内容とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和2年11月4日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、自己所有地の境界復元の必要から関連資料の公開を求めた。審査請求人が実施機関に対し、実施機関が文書内容を改ざんした旨の指摘をしたところ、実施機関から「正規文書を出す。」との回答があったが、実行されていない。
- (2) 実施機関は、倉庫を探すなどの適切な調査をすることなく、文書不存在等を理由に非公開決定を行っている。
- (3) 実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いており、調査欠如及び調査不足に基づいた本件処分は違法である。適切に行政文書の公開が実施されることを求め、本件審査請求を提起するものである。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

審査請求人と十数回延べ 50 時間以上の面談を行い、公開文書の説明及び審査請求人の主張等に対して意見交換を行っている。この過程を踏まえて、文書を広範囲に特定し、類推される文書についても公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人の境界位置に対する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三にわたり求められている。そのたびに、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない、又は作成されていない。物理的不存在である。」旨回答説明している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表の請求 1－①、請求 2－①、請求 2－②及び請求 5 に係る文書については、執務室内等を探したが見当たらない。

また、別表の請求 4－①に係る文書については、平成 10 年に県有地全体を改めて測量した結果、県有地全体で結果的に 3.57 m²増えることとなったものであり、審査請求人の所有地 3.57 m²を県有地に含めたものではなく、県有地の隣接地権者との境界確認後に 3.57 m²増で地積更正登記を行ったため、現在の登記簿面積は 3,527.69 m²になっている。

(4) 一部非公開とした文書について

別表の請求 1－②、請求 4－②及び請求 4－③に係る文書に記載された住所・個人名については、特定の個人が識別され、その情報が公開されることにより特定の個人に不利益を生ずるおそれがあるため非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

情報公開制度は、あくまで保存している文書を公開するものであって、自己の主張を認めさせ、その主張に基づいた文書を作成させる手段に用いるべきではないと考える。審査請求人より、同一文書の公開請求を複数回受けているが、公開文書は捏造しておらず、保管文書の隠蔽も行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 文書不存在を理由に非公開とした処分の妥当性について

実施機関は、別表の請求 1－①、請求 2－①、請求 2－②、請求 4－①及び請求 5 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求内容に係る対象文書について、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っていることから、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は、本件請求と同趣旨の請求に係る文書の特定の妥当性について令和 6 年 2 月 28 日付け答申第 781 号（以下「答申第 781 号」という。）で判断済みであるため、当該判断を踏まえて以下検討する。

ア 請求 1－①について

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）を確認したところ、標記請求は、平成 4 年 3 月の境界確認書の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内と P D F 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会が実施機関に確認したところ、当該土地に係る境界確認は、平成 10 年度に行われたものであり、平成 4 年 3 月に境界確認を行った事実はないとの説明があった。

そして、当該土地に係る境界確認に関する手続が主に平成 10 年に行われている（弁明書「別紙 2」参照）ことを踏まえれば、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求 2－①及び請求 2－②について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、それぞれ「平成 10 年 4 月 20 日に道水路等境界調査申請書を提出した際の添付書類一式（案内図・公図等）の写し」及び「申請者に送付された当該地境界調査図の写し」の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機

関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）の別表に定める「県有財産の処分にに関するもの並びに県有財産及び国有財産の管理に関するもの」として、10年保存文書に該当するとの説明があった。この点、審査請求人から提出された審査請求書等の内容を踏まえると、標記請求の内容は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関して作成された書類と認められるから、「県有財産の処分にに関するもの並びに県有財産及び国有財産の管理に関するもの」として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

そして、本件請求書によれば、審査請求人は道水路等境界調査の申請が平成10年に実施されたこととしているため、平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年9月25日）においては、道水路等境界調査に関する資料の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求4-①について

実施機関は、請求4-①に係る行政文書が不存在である理由として、「平成10年に県有地全体を改めて測量した結果、県有地全体で結果的に3.57㎡増えることとなったものであり、審査請求人の所有地3.57㎡を県有地に含めたものではなく、県有地の隣接地権者との境界確認後に3.57㎡増で地積更正登記を行ったため、現在の登記簿面積は3,527.69㎡になっている」旨説明しているが、かかる説明は県有地の面積が増減した理由を述べたものであり、文書が不存在である理由を説明したものとは認めがたいことから、実施機関は本件処分を取り消し、文書不存在とした理由を記載のうえ改めて諾否決定を行うべきである。

エ 請求5について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、特定地番の板塀が特定地番へ越境している特定個人の言質に関連した写真の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内と写真データを探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会は、答申第781号において、「特定県有地と特定土地の境界は、公図（不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面）のとおりであると考えている。したがって、審査請求人の認識する事実に基づく文書は存在しないことから、文書不存在を理由とする非公開決定を行っている。」とした実施機関の説明が不自然、不合理とはいえないとして、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表の請求1－②、請求4－②及び請求4－③の「公開文書」欄に掲げる行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は、本件請求において特定された行政文書と同一の行政文書に記載された情報の非公開情報該当性について答申第781号で判断済みであるため、当該判断も踏まえて以下検討する。

ア 個人名及び住所について

実施機関は、別表の請求1－②、請求4－②及び請求4－③の「公開文書」欄に掲げる行政文書中の、土地所有者氏名及び住所欄に直筆で記載された個人の氏名及び住所を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、直筆で記載された特定地番の土地所有者の氏名及び住所は、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」で

あって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当することは明らかであり、また、不動産登記法の規定に基づいて何人も請求できる登記事項証明書によっても、土地所有者がどのような筆跡であるかという情報までは知り得ない以上、当該情報は同号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」には該当せず、また、同号ただし書イからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。

よって、実施機関が当該情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 土地所有者の印影について

実施機関は、別表の請求1－②、請求4－②及び請求4－③の「公開文書」欄に掲げる行政文書に記載された土地所有者の印影を非公開としている。

この点、当審査会は、答申第781号において、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」として条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断している。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ウ 個人の写真像及び氏名について

実施機関は、別表の請求1－②及び請求4－②の「公開文書」欄に掲げる行政文書に記載された立会者の写真像及び記載された個人の氏名を非公開としている。

この点、当審査会は、答申第781号において、「当該非公開情報は、（略）個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とし、また、同号ただし書アからエまでに規定する情

報にも該当しないとして、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断している。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 附言

当審査会が、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、請求1－②、請求4－②及び請求4－③に係る対象文書について、土地所有者の印影及び個人の写真像を非公開とした理由が記載されていないことが認められた。

これは、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定する条例第10条第3項に明らかに反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手続においては同項の規定に基づく理由の付記を徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容	公開文書
1-①	県有地(特定地番)と特定地番の鉄ビョウ杭間の県と民の平成4年3月の境界確認書	文書不存在	なし
1-②	同10年5月25日付境界確認書	一部公開 (条例第5条第1号該当)	平成10年5月25日 付け境界確認書
1-③	及び同7月31日の表示図。	全部公開	平成10年7月31日 付け道水路等境界 明示図・復元図
2-①	特定市長へ(特定地)平成10年4月20日に道水路等境界調査申請書を提出した際の添付書類一式(案内図・公図等)写しの開示。	文書不存在	なし
2-②	申請者に送付された当該地境界調査図の写しの開示。	文書不存在	なし
2-③	境界は既(国土調査で)確定して境界標もある。県の土地でもないのに「境界復元」をされた。申請地の登記事項証明書の写しの開示。	全部公開	平成30年9月5日 付け全部事項証明 書
3	平成10年4月20日付提出の導水路等境界調査実施後の地積測量図写の開示。	全部公開	平成11年3月25日 登記地積測量図
4-①	県は3,524.12㎡記載の土地境界確認書に署名押印後、3.57㎡地積を拡張し3,527.69㎡としたが未開示。	文書不存在	なし
4-②	境界表示図と同一面に署名押印した土地境界確認書の開示	一部公開 (条例第5条第1号該当)	平成10年5月25日 付け境界確認書
4-③	及び同敷地面積計算表(平成10年9月作成実測図)上の「次の土地(土地の所在、地番)については、境界立会いの結果本図のとおりであることを承諾します。」と土地表示図と一体化されている境界確認書の原議写の開示。	一部公開 (条例第5条第1号該当)	平成10年作成用地 実測図
5	特定地番の板塀が特定地番へ越境している(特定職員時)の言質に関連した写真の閲覧。	文書不存在	なし

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 5 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 5 月 28 日 (第 249 回部会)	○ 審議
令和 7 年 6 月 23 日 (第 250 回部会)	○ 審議
令和 7 年 7 月 28 日 (第 251 回部会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 29 日 (第 252 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 9 月 30 日現在）（五十音順）